

## 新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」策定の経緯

### 1. 新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」策定の背景

中央環境審議会では、科学技術基本計画や環境基本計画等の策定状況等を踏まえた環境大臣からの諮問を受けて、平成 18 年、同 22 年に環境研究・技術開発の方向性を「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（以下推進戦略と表記）と題して答申している。平成 22 年 6 月に答申された現行の推進戦略は、平成 27 年度に対象期間を終えることから、平成 22 年以降の環境研究・技術開発の進展と、環境問題や社会動向の変化を踏まえ、今後の環境研究・技術開発の方向性、それを支える施策を示す新たな戦略を策定する必要がある。

### 2. 科学技術政策に関する政府全体での政策動向

内閣府総合科学技術・イノベーション会議では、「成長のためのイノベーション」を重視した政策を進めている。「科学技術イノベーション総合戦略 2014」（平成 26 年 6 月閣議決定）では、科学技術イノベーション政策の役割として以下の 3 点を挙げている。

- (1) 経済再生を確実にする原動力
- (2) 将来の持続的発展のブレークスルー
- (3) グローバル経済社会でのプレゼンス向上の切り札

同戦略においては、環境研究・環境技術開発の関連では以下のようない内容が取り上げられている。

- 科学技術イノベーションが取り組むべき課題としての「クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現」
  - 革新的技術による再生可能エネルギーの供給拡大、革新的デバイスの開発による効率的エネルギー利用 など
- 産業競争力を強化し政策課題を解決するための分野横断技術としての「環境技術」
  - 持続可能な社会の実現に寄与するためのモニタリングとその利活用、持続的な成長に貢献する資源循環・再生

また、「第 4 期科学技術基本計画」（平成 23 年 8 月閣議決定）が平成 28 年度に改定時期を迎えるため、今年度後半から次期科学技術基本計画についての検討が始まる予定である。直近の総合科学技術・イノベーション会議（10 月 22 日）では、次期科学技術基本計画に向けた検討事項として、同会議有識者議員提出資料で以下の点を示している。

- (1) 科学技術・イノベーション人材の育成・流動化
- (2) 新たな「知」の創造の強化に向けた組織・制度の改革
- (3) 研究資金の改革
- (4) 科学技術イノベーションの協働の深化と地域からの創発の推進 など

### 3. 環境政策の基本的な考え方について

現行の推進戦略の策定以降、「第四期環境基本計画」（平成 24 年 4 月閣議決定）、「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」（平成 26 年 7 月中央環境審議会意見具申）が示された。第四期環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会を「『安全』が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が（中略）統合的に達成」されている社会としている。また、意見具申では、安全を確保するための政策を基盤としつつ、低炭素、資源循環、自然共生政策の統合的アプローチを進展させることや、地域経済・資源の循環による地域振興・ライフスタイル変革等に取り組む必要性を示している。

### 4. 環境研究・環境技術開発を支える制度・組織に関する動向

現行の推進戦略の実施状況については、毎年、フォローアップ調査を実施しており、本年は平成 22 年度以降の状況を「総括フォローアップ」として整理した（資料 5－5 参照）。

環境省では、競争的研究資金制度である「環境研究総合推進費」について、約 5 年おきの制度評価を今年度に実施しており、運用改善に向けた検証を進めている。一方で、環境研究・技術開発の領域の広がり、関係する主体の拡大などから、環境研究・技術開発を支える資金制度のあり方についての検討が求められる。

また、国立環境研究所の現行の中期目標・中期計画が平成 27 年度までのものであることから、独立行政法人通則法の改正<sup>(※)</sup>を踏まえつつ、次期中期目標・中期計画の策定を見据えた、同研究所のあり方についても検討を要する。

(※) 独立行政法人通則法の改正（平成 27 年 4 月施行）のうち、研究開発に関連する主な内容は以下のとおりである。

#### （1）業務の特性を踏まえた法人の分類

○分類の一つに「国立研究開発法人」を設定。同法人は、研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的（5～7 年）な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人と規定。

○環境省所管の国立環境研究所は「国立研究開発法人」に移行。

#### （2）PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

○目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった現行制度を改め、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・評価の一貫性・実効性を向上。